







適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い屋外広告物は、各種規制(禁止物件、禁止区域)や許可申請手続きの適用が全部または一部除外されます。

適用除外の対象となる屋外広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容			
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き	
(1) 	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	—	○	○	不要
(2) 	法令の規定により掲出するもの	—	○	○	不要
(3) 	道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益社団法人、公益財団法人または自治会その他これに類する団体が掲出するもの	表示面積(複数の屋外広告物を掲出する場合は、その表示面積の合計)が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要	○	○	不要
(4) 	自家用広告物※1	表示面積(複数の自家用広告物を掲出する場合は、その表示面積の合計)が7㎡以下のもの	○	○	不要
(5) 	冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	—	○	○	不要
(6) 	講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	—	○	○	不要
(7) 	土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	表示面積(この屋外広告物を複数掲出する場合はその表示面積の合計):7㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から屋外広告物の最上端までの距離)	×	○	不要
(8) 	公益上必要な物件に寄贈者名等を掲出するもの	寄贈者名等:0.5㎡以下 表示面積(複数の屋外広告物を掲出する場合はその表示面積の合計):掲出方向から見て、屋外広告物を掲出する物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該面の面積の1/20以下	×	○	不要

※1 「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に掲出する屋外広告物をいいます。

適用除外の対象となる屋外広告物		適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
			禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続き
(9) 	(3)以外の道先案内図その他の公衆の利便に供するもの(私立学校や私立病院など多数の人が利用する施設への案内板など)	表示面積:5㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から屋外広告物の最上端までの距離) 掲出個数:同一目的の屋外広告物2個以下	×	○	要
(10) 	学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物	—	×	○	要
(11) 	電柱、電話柱または停留所標識に掲出するもの	—	×	○	要
(12) 	車両、船舶、航空機等に掲出するもの	—	×	○	不要※2
(13) 	(7)～(12)以外の屋外広告物で、営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗、立看板(政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)	広告主または管理者の氏名(名称)・連絡先、掲出期間の始期終期を明示すること。 (1) はり紙、はり札 縦:1.2m以下 横:0.8m以下 (2) 広告旗 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:0.5m以下 (3) 立看板 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:1.5m以下	×	○	不要
(14) 	掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札、広告旗、立看板	同上	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する非自家用広告物で営利を目的とした屋外広告物は、許可申請手続きが必要です。

上記以外に、次の屋外広告物については、禁止区域や禁止物件に掲出できます。

- 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組に要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- 公共団体が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの